



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年3月6日(金) 号外(第1号)

■ 目 次

ページ

告 示

○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)

2

■ 告 示

◎群馬県告示第66号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル=2-[1-(4-フルオロプロチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名4F-MDMB-BINACA)及びその塩類
- (2) N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]-N-フェニルペンタンアミド(通称名Valeryl fentanyl)及びその塩類
- (3) (8R)-1-アセチル-N,N-ジエチル-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキサミド(通称名ALD-52、1-Acetyl-LSD)及びその塩類
- (4) 1-(1,3-ベンゾジオキサール-5-イル)-2-(ブチルアミノ)ペンタン-1-オン(通称名N-Butylpentylone)及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和2年3月9日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。